

## 会 議 録

<b>会議名</b> (審議会等名)	コンプライアンス推進委員会			
<b>事務局</b> (担当課)	コンプライアンス推進課 電話042-707-7040(直通)			
<b>開催日時</b>	令和元年11月29日(金) 午前9時30分～10時30分			
<b>開催場所</b>	相模原市役所 職員会館4階 会議室1			
<b>出席者</b>	<b>委員</b>	3人(別紙のとおり)		
	<b>市</b>	総務部長、総務部コンプライアンス推進担当参事		
	<b>事務局</b>	3人(コンプライアンス推進課長、他2人)		
<b>公開の可否</b>	可	不可	一部不可	傍聴者数 1人
<b>公開不可・一部不可の場合は、その理由</b>				
<b>会議次第</b>	<p>1 内部統制制度試行運用の結果報告について</p> <p>2 内部統制制度の本格運用について  (1) 全体像及び対象事務について  (2) 重大な不備について</p> <p>3 その他</p>			

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( 〃 は委員の発言、 〃 は事務局の発言 )

### 1 内部統制制度試行運用の結果報告について

事務局より、資料1、1 \_\_ に基づき説明し意見交換を行った。

会計課、管財課の指摘件数は感覚的に多いのか少ないのか。

件数は通常あり得る件数である。試行期間は件数が少ない時期だったので、年間にすると多くなる。

管財課についてはだいたいこの程度である。

審査件数の母数はわかるか。ミスの割合をわかるようにした方がいい。

不備はどのようにして見つけたのか。

会計課、管財課は書類のチェックが仕事か。

具体的な例としては所管課が支出命令の書類を会計課に出して、会計課の審査班が確認し、間違いがあった場合は所管課に対し、指摘する。

修正を依頼した件数ということか。

お見込みのとおり。

体制として、チェック機能が働いており、ミスを見つけたということか。

お見込みのとおり。

書類の記載不備や誤字脱字は生じるものだが、少なくした方が良い。

アンケートについて、管理職はわかっているが、下の職員がわかっていないという結果。研修という形ではなく、情報をしっかりと周知した方がいい。

主任・主事級は内部統制制度の周知徹底を、副主幹級以上は不備を挙げることを徹底するように。

車検証の有効期限が満了なのに運転していたという事案は刑事責任に発展する重大なミスである。非常にまずい。

本事案については、警察とも調整して対応した。

書類作成のケアレスミスについて、システムで確認できないのか。

現状、視認する方法しかできない。

### 2 内部統制制度の本格運用について

#### (1) 全体像及び対象事務について

事務局より、資料2～3に基づき、内部統制の制度の本格運用の全体像及び対象事務について説明し意見交換を行った。

情報管理に関する事務はすでに自主的に取り組んでいることと、制度的にそぐわないということから本格施行の段階では、対象事務は財務に関する事務のみとするということ等、内部統制制度の全体像に関して理解した。

日常的モニタリングについて、会計課と管財課のみで契約課がないのはなぜか。

契約については、会計課の伝票審査の中で添付文書に、契約にまつわる書類が綴られているため、会計課の審査の中で、実施している。

随意契約については、理由書を各課が作成し、契約課に報告している。

会計課の仕事は重要である。職員は何人いるのか。また、本庁のみに配置されているのか。

本庁が一括しており、経理班と審査班に分かれており、審査班だけでも10人くらいである。各区に配置するか否かは区役所機能の強化の中で、別途検討する。

契約については、大きな金額が動くので、しっかりと見た方がいい。

対象事務の考え方について、資料に示されている内容の他に考慮されたことはあるか。

○ 他市の状況も参考にした。

## (2) 重大な不備について

事務局より、資料4～6に基づき、説明を行い、内部統制制度の本格運用の重大な不備について説明し、意見交換を行った。

重大な不備について、いつ判断するのか。

評価基準日が3月31日なので、それ以前の1年間を評価の対象にしている。不備が顕在化したものについて、重大な不備に当たるか判断し、年に1度、評価報告書を作成する。

重大な不備があった場合、内部統制を見直すのか。

評価報告書の中で不備の是正に関する内容を記載する。

重大な不備があった場合、内部統制制度に対しての改善等をするかどうかは論点だと考える。内部統制制度が機能していないということであれば見直す必要があると考える。

## 3 その他

事務局より、資料7について説明し、意見交換を行った。

検証期間はどれくらいか。

- 11月に中間報告を行った。来年2月に最終報告を行う予定である。  
コンプライアンス上の問題の整理はこれからである。  
コンプライアンス推進課も関わるのか。  
コンプライアンス上の問題について、職員への聴き取りについて関わる予定である。

検証はどのように行ったのか。

聴き取りや現地調査等を行った。

第三者委員会はどういう組織となるか。

委員は弁護士や相模原市に関わりのない方を選任することになるだろう。議会でも100条委員会設置の提案がされている。

調査は元職員等にも対象が広まるだろう。

検証組織が課題を抽出し、事業を進めていくための提言を2月に行う。

議事録の署名については、委員長のほか署名委員を白澤委員とする。

次回開催日程については、2月下旬から3月中旬の間で開催とし、あらためて事務局から連絡することとした。

以上

## コンプライアンス推進委員会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	松井 望	首都大学東京 都市環境学部 都市政策科学科教授	委員長	出席
2	白澤 章子	弁護士	委員長代理	出席
3	亀重 恵美子	税理士		出席